

平成29年第1回
笠間市議会定例会会議録 第6号

平成29年3月16日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	海老澤	勝君
副議長	14番	石松俊雄	君
	1番	田村泰之	君
	2番	村上寿之	君
	3番	石井栄	君
	4番	小松崎均	君
	5番	菅井信	君
	6番	畑岡洋二	君
	7番	橋本良一	君
	8番	石田安夫	君
	9番	蛭澤幸一	君
	10番	野口圓	君
	11番	藤枝浩	君
	12番	飯田正憲	君
	13番	西山猛	君
	15番	萩原瑞子	君
	16番	横倉きん	君
	17番	大貫千尋	君
	18番	大関久義	君
	20番	小蘭江一三	君
	21番	石崎勝三	君

欠席議員

19番 市村博之君

出席説明者

市	長	山口伸樹	君	
副市	長	久須美忍	君	
教	育	長	今泉寛	君

市長公室長	藤枝泰文君
総務部長	塩畑正志君
市民生活部長	山田千宏君
福祉部長	鷹松丈人君
保健衛生部長	打越勝利君
産業経済部長	米川健一君
都市建設部長	大森満君
上下水道部長	鯉渕賢治君
市立病院事務局長	友水邦彦君
教育次長	小田野恭子君
消防長	水越均君
笠間支所長	大月弘之君
岩間支所長	岡野正則君

出席議会事務局職員

議会事務局長	飛田信一
議会事務局次長	渡辺光司
次長補佐	堀越信一
主査	若月一
主幹	神長利久

議事日程第6号

平成29年3月16日（木曜日）

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 請願第29-1号 東海第二原発の「安全協定見直し」に関する意見書提出を求める
請願書
- 日程第3 議案第9号 笠間市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の
一部を改正する条例について
- 議案第10号 笠間市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条
例について

- 議案第12号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 笠間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 笠間市立病院条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 笠間市立病院使用料等条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 笠間市空き家等の適正管理に関する条例の全部を改正する条例について
- 議案第19号 笠間市公共建築物長寿命化等対応基金条例について
- 議案第20号 工事請負契約の締結について（旧井筒屋本館耐震補強改修工事）
- 議案第21号 笠間市第2次総合計画将来ビジョン（基本構想）について
- 議案第22号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第4 議案第33号 平成29年度笠間市一般会計予算
- 議案第34号 平成29年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第35号 平成29年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第36号 平成29年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第37号 平成29年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第38号 平成29年度笠間市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第39号 平成29年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第40号 平成29年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第41号 平成29年度笠間市立病院事業会計予算
- 議案第42号 平成29年度笠間市水道事業会計予算
- 議案第43号 平成29年度笠間市工業用水道事業会計予算

日程第5 委員会提出議案第1号 東海第二原発の「安全協定見直し」に関する意見書

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 請願第29-1号 東海第二原発の「安全協定見直し」に関する意見書提出を求める請願書
- 日程第3 議案第9号 笠間市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第10号 笠間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第11号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第12号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 笠間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 笠間市立病院条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 笠間市立病院使用料等条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 笠間市空き家等の適正管理に関する条例の全部を改正する条例について
- 議案第19号 笠間市公共建築物長寿命化等対応基金条例について
- 議案第20号 工事請負契約の締結について（旧井筒屋本館耐震補強改修工事）
- 議案第21号 笠間市第2次総合計画将来ビジョン（基本構想）について
- 議案第22号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 日程第4 議案第33号 平成29年度笠間市一般会計予算
- 議案第34号 平成29年度笠間市国民健康保険特別会計予算
- 議案第35号 平成29年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第36号 平成29年度笠間市介護保険特別会計予算
- 議案第37号 平成29年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
- 議案第38号 平成29年度笠間市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第39号 平成29年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第40号 平成29年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第41号 平成29年度笠間市立病院事業会計予算
- 議案第42号 平成29年度笠間市水道事業会計予算
- 議案第43号 平成29年度笠間市工業用水道事業会計予算
- 日程第5 委員会提出議案第1号 東海第二原発の「安全協定見直し」に関する意見書

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（海老澤 勝君） ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。19番市村博之君が欠席であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者並びに議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

議事日程の報告

○議長（海老澤 勝君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（海老澤 勝君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番石井 栄君、4番小松崎 均君を指名いたします。

請願第29-1号 東海第二原発の「安全協定見直し」に関する意見書提出を求める請願書

○議長（海老澤 勝君） 日程第2、請願第29-1号 東海第二原発の「安全協定見直し」に関する意見書提出を求める請願書についてを議題といたします。

付託委員会の総務産業委員会委員長から、審査の経過並びに結果について報告願います。総務産業委員会委員長小松崎 均君。

〔総務産業委員長 小松崎 均君登壇〕

○総務産業委員長（小松崎 均君） 今期市議会定例会におきまして、総務産業委員会に付託をされました請願について、審査の経過と結果を会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、3月3日に委員会を開催し、請願第29-1号 東海第二原発の「安全協定見直し」に関する意見書提出を求める請願書について審査を行いました。

審査の過程において、当請願は、東海第二原発の隣接市4市と水戸市を加えた周辺5市

においても、東海村と同様に原発の再稼働を認めるかどうかの判断に加わることができるよう、安全協定の見直しを求めるものであります。

原発周辺地域住民の安全を確保する観点から、願意妥当と認め、全会一致により採択すべきものとしたしました。

以上が総務産業委員会に付託になりました請願の審査結果であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして報告といたします。

○議長（海老澤 勝君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 質疑を終わります。

次に、討論に入りますが、通告がありませんので討論を終わります。

これより採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件を採択することに決定いたしました。

議案第 9号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 10号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 11号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 12号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 13号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例について

議案第 14号 笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 15号 笠間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 16号 笠間市立病院条例の一部を改正する条例について

議案第 17号 笠間市立病院使用料等条例の一部を改正する条例について

議案第 18号 笠間市空き家等の適正管理に関する条例の全部を改正する条例について

議案第 19号 笠間市公共建築物長寿命化等対応基金条例について

議案第20号 工事請負契約の締結について（旧井筒屋本館耐震補強改修工事）

議案第21号 笠間市第2次総合計画将来ビジョン（基本構想）について

議案第22号 公の施設の広域利用に関する協議について

○議長（海老澤 勝君） 日程第3、議案第9号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について、ないし議案第22号 公の施設の広域利用に関する協議についてまでの14件を一括議題といたします。

審査が終了しておりますので、これより各常任委員会の委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務産業委員会委員長より報告願います。

委員長小松崎 均君。

〔総務産業委員長 小松崎 均君登壇〕

○総務産業委員長（小松崎 均君） 今期市議会定例会において、総務産業委員会に付託された議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づき報告申し上げます。

当委員会は、3月3日に、執行部より関係部課長等の出席を求め、議案第9号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第10号 笠間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第11号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第12号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部の改正する条例について、議案第13号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を改正する条例について、議案第14号 笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第19号 笠間市公共建築物長寿命化等対応基金条例について、議案第21号 笠間市第2次総合計画将来ビジョン（基本構想）について、議案第22号 公の施設の広域利用に関する協議について、以上9件の付託議案の審査を行いました。

審査の過程での主な質疑と審査結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第10号 笠間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでは、農業委員と農地利用最適化推進委員の報酬に加算される額の算定方法についての質疑があり、農地の集積面積や耕作放棄地解消割合などの成果によって支給するものであり、金額は年によって変動するとの答弁がありました。

次に、議案第12号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部の改正する条例についてでは、市職員の雇用形態と非常勤職員数及びその男女別についての質疑があり、常勤職員、非常勤職員、臨時職員、任期付職員の四つの形態があり、非常勤職員数は約270名で、そのほとんどが女性であるとの答弁がありました。

次に、議案第21号 笠間市第2次総合計画将来ビジョン（基本構想）については、土地利用構想図に示されるそれぞれのゾーンを定めることにより、土地利用の制限が発生するかの質疑があり、執行部より、あくまでも構想図であり、土地利用制限や方向性を決めるものではない。具体的には、都市計画マスタープランなど、個別の計画段階で検討していくこととなるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第9号、10号、11号、12号、13号、22号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、議案第14号 笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、交流センターは市民のための施設であり、指定管理でなく市が直営で管理運営すべきである。

議案第19号 笠間市公共建築物長寿命化等対応基金条例については、公共建築物20%の削減は住民福祉サービスの後退につながりかねない。

また、議案第21号 笠間市第2次総合計画将来ビジョン（基本構想）については、行政改革の名のもとに民営化を促進し、教育、福祉、医療などさまざまな問題がある中で、自治体の防波堤としての明確な役割が見えてこない、それぞれ反対討論があり、審査の結果、議案第14号、19号、21号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査の経過と結果であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げますとご報告といたします。

○議長（海老澤 勝君） 次に、教育福祉委員会委員長より報告願います。

委員長石田安夫君。

〔教育福祉委員長 石田安夫君登壇〕

○教育福祉委員長（石田安夫君） 今期市議会定例会において、教育福祉委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果を、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、3月3日に、執行部より関係部課長等の出席を求め、当委員会に付託されました福祉部及び市立病院所管の議案第15号 笠間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第16号 笠間市立病院条例の一部を改正する条例について、議案第17号 笠間市立病院使用料等条例の一部を改正する条例について審査を行いました。

審査の過程での主な質疑、意見についてご報告申し上げます。

初めに、議案第15号では、主任介護支援専門員の研修の内容について、主任介護支援専門員の研修は、現在の研修と比較して改正後はどのようなになるのかとの質疑に対し、執行部から、現在では、主任介護支援専門員になるために64時間の研修を受けなければならない定めになっているところであるが、改正後は、5年ごとに新たに46時間程度の研修を受

ける定めになるとの答弁がありました。

なお、議案第16号、議案第17号については、質疑、意見はありませんでした。

審査の結果、当委員会に付託された議案につきましては、全て全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、当委員会に付託になりました議案の審査の経過並びに結果であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げましてご報告といたします。

○議長（海老澤 勝君） 次に、建設土木委員会委員長より報告願います。

委員長橋本良一君。

〔建設土木委員長 橋本良一君登壇〕

○建設土木委員会委員長（橋本良一君） 今期市議会定例会において、建設土木委員会に付託になりました議案について、審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定に基づきご報告申し上げます。

当委員会は、3月6日午前10時から、執行部より関係部課長等の出席を求め、当委員会に付託になりました、議案第18号 笠間市空き家等の適正管理に関する条例の全部を改正する条例について、議案第20号 工事請負契約の締結について（旧井筒屋本館耐震補強改修工事）の審査を行いました。

審査の過程で、主な意見や質疑などについてご報告申し上げます。

初めに、議案第18号 笠間市空き家等の適正管理に関する条例の全部を改正する条例については、質疑、意見はありませんでした。

次に、議案第20号 工事請負契約の締結について（旧井筒屋本館耐震補強改修工事）では、入札が不調になった前回の設計額や応札額の差異についてや、今回の設計の中で見直しを行った点などの質疑がありました。また、市が公共施設として旧井筒屋本館を整備するのであれば、誰でも利用できる配慮として、エレベーターの設置は必要であるなどの意見がありましたが、建築基準法上から現状での設置は困難であるとのことであります。

さらに、本案件に関する旧井筒屋周辺整備計画について、事業用地が一体として確保できていない現状で事業の実現性や持続性は確保できるのかとの質疑があり、用地買収等を基本に交渉を進めている状況であるとの答弁がありました。

本来、観光の拠点にふさわしく、隣接する資材置き場等の景観対策にも取り組み、解決する必要はあるのではないかと、また、廃業したホテル敷地にも事業計画地に隣接するが、景観上、今後の対応に議論されたかなどの質疑に対し、廃業したホテル敷地についての議論はしていないが、資材置き場の件については鋭意交渉を進め、解消する予定であるとの答弁がありました。

審査の結果、当委員会に付託になりました議案のうち、議案第18号は全会一致、議案第20号については、賛成多数により原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上が当委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海老澤 勝君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、発言を許可いたします。

3番石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 3番日本共産党の石井 栄です。

反対討論を行います。

まず第一に、議案第14号 笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に反対いたします。

設置の目的として、市民の交流を促進し、地域の活性化及び活動並びに健康の増進、観光の拠点としての機能を図るため、笠間市地域交流センターを設置するとしています。この目的、施設の内容は時宜にかなったものですが、指定管理者制度を導入しています。この制度は市民福祉に反しますので、この条例案に反対いたします。

次、議案第19号 笠間市公共建築物長寿命化等対応基金条例について反対いたします。

この条例の提案理由には、笠間市公共施設等総合管理計画における公共建築物の長寿命化や総量削減の趣旨に沿った経費に充てる財源を確保し、もって将来の財政運営の円滑化に資するためとされています。この議案は議案第21号に示された実情にそぐわない公共施設の削減を財政的に支えるものであり、反対いたします。

次、議案第21号 笠間市第2次総合計画将来ビジョン（基本構想）について反対いたします。

笠間市第2次総合計画将来ビジョン（基本構想）については、都市基盤、生活環境、健康福祉、産業、教育文化、地域づくり、自治体運営の7分野に対して、各分野に沿って基幹政策としての分野政策レベル、分野施策レベル、分野事業レベルと階層性を伴う計画が示されています。これらをまちづくりの主な課題として、1、都市基盤生活環境、2、教育文化、3、健康福祉、4、産業、6、自治協働の五つの分野に整理しています。

2、教育文化では、生きる力、確かな学力を育む教育の機会均等を図るため、貧困な状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するなど、子どもの貧困対策を総合的に推進していくなど前向きの方針が示されています。総論としては妥当な方向性が示されています。

しかし、第3節3項の行政計画体系（総合計画個別計画）の教育文化では、教育大綱に基づく笠間市立学校適正規模・適正配置計画を分野政策レベルに位置づけています。この

笠間市立学校適正規模・適正配置計画は、文科省の方針に基づいており、地域の実情、教育の条理からかけ離れたもので、学校の統廃合を推進する指針となっております。

現実には、この方針が事実上先取り実施され、異なる位置づけをもって、笠間市内にあった小中学校10校のうち、統廃合で、既に小学校3校、中学校1校の計4校が廃校になり、地域の過疎化に拍車がかかっております。これは旧笠間市内の学校数では40%の削減に相当し、地域の拠点としての学校がなくなり、過疎化に拍車をかける要因となっております。

5番、自治協働では、行財政改革大綱に基づき、行財政改革実施計画が立案され、改革の基本方針である民営化、民間委託など、官製ワーキングプアを生み出す方針につながります。

また、公共施設の総合的な管理の推進を掲げ、笠間市公共施設等総合管理計画に基づいて、厳しい財政状況の中、市民へのサービス水準を維持するために、人口減少のスピードに合わせた削減目標を設定することが望ましいとして、第2次総合計画将来ビジョンには、削減目標として、公共建築物の総量削減は、今後の人口減少と同等となる2割削減と示されております。人口減少に伴う市民協働によるまちづくりの推進から外れる方向性が含まれております。このような方向が新たなまちづくりに位置づけられることにより、さまざまな問題が生起し、諸課題の解決にはつながらないと思われまます。

以上の理由からこの条例案には反対いたします。

次、議案第20号 工事請負契約の締結について（旧井筒屋本館耐震補強改修工事）に反対いたします。

これは老朽化した旧井筒屋本館に耐震補強改修工事を行い、観光案内、歴史展示コーナーを設置する工事であります。この工事には1億5,700万円のほか、周辺の工事に2,600万円、さらに、隣接地の購入に790万円余を支出する計画です。

しかし、これにとどまらず、商業施設、宿泊施設の誘致を引き続き進め、具体化するまでの間、暫定的な整備を実施するとしておりますので、今後の整備にどれだけの費用がかかるのか未確定の計画です。市民の中には、財政的な負担に対する不安と疑問も出ています。

この計画は、この2年余の間に少なくとも3回計画が変更され、どれが確定した計画なのか不明な市民も多くいます。地元の住民の方々も、計画が変更されたこと自体知らない方々が少なくありません。木造3階建ての既存施設にこだわり、これに1億5,700万円、そのほかの費用をかけることは目的から外れ、市民から集めた貴重な税金の有効利用に対する懸念材料となっております。老朽化した施設を活用するということにこだわる余地のかけ違いを重ねることになっていないでしょうか。その袋小路に入った状態から脱却するためには、旧井筒屋本館にかかわる開発方針を改め、旧井筒屋本館の活用方針を抜本的に転換することが必要と考えます。旧井筒屋本館の活用を断念することも含めた方針を確立することが必要と考えます。

そして第1に、笠間のまちづくりを考える会、いわゆるかさまち考の方々の意見も活用

し、尊重し、歴史、文化、観光の専門家を加えた検討会を市主導で新たに発足させること、第2には、その方向性として、1地区の施設としてだけでなく、笠間市民全体の歴史文化交流施設としての位置づけをして検討を進める。第三には、建物には県産材を利用し、木材のよさを活用し、周辺の町並みに合致したものとなるよう検討し、建物内には笠間城を初め、笠間の歴史、文化、地場産業、芸術としての陶芸などの展示スペースとともに、市民が交流できるスペースも確保するという方向が考えられます。この計画をまとめることは十分可能だと考えます。

第2次総合計画将来ビジョンでは、文化交流都市笠間、未来への挑戦の記載があり、ここに示される内容に沿った取り組みとして、稲荷神社周辺観光、佐白山周辺の観光とリンクした計画に位置づけることができます。

現在、旧笠間市内には、歴史や文化を紹介し、市民が交流する本格的な拠点がありません。この機会に、歴史や文化、地場産業を紹介し、市民が交流する拠点を計画してはどうでしょうか。

今回提案された計画は中止し、新たな観点から（仮称）歴史文化交流館の建設を通じたまちづくりを提案いたします。つくるからにはよいものを、市民みんなが歓迎できるようなものをつくるべきではないでしょうか。今からでも遅くないと考えます。この方針転換は必要であり、これを議会と執行部の総意のもとに推進することは、今後の市政運営に、はかり知れない力になるものと思います。

議員の皆様には、趣旨をご理解いただき、私の提案にご賛同いただけますようお願い申し上げます。私の提案型の反対討論といたします。

○議長（海老澤 勝君） 13番西山 猛君。

暫時休憩します。

午前10時27分休憩

午前10時28分再開

○議長（海老澤 勝君） 休憩前に続き会議を開きます。

○13番（西山 猛君） 議案第20号 工事請負契約の締結について、反対の立場から討論をさせていただきます。

まず、この議案は、地方自治法第96条第1項第5号に基づき、議決事件として市議会に付議され、さらに委員会に付託され、そこで議案内容を審議した上で、議案そのものの可否を問うものであります。つまり、入札行為や契約自体に不正などの疑惑がなければ、事業全体の計画の進行の中で目に見える事業の一つであると考えるところであります。

ただし、この契約は1点、隣接市町でもない市外の業者が落札したことについては不自然ではありますが、担当者の説明を十分尊重していきたいと思っております。

では、なぜ、今回この時点であえて反対の意思を表するかということになりますが、以

下の点、議決権を行使、実行する議会の諸先輩、同志の皆さん、さらには笠間市の将来を危惧する多くの市民の皆様にも良識ある判断とご理解をしていただき、ぜひともご賛同をいただきたく、衷心よりお願い申し上げます、反対討論を行いたいと思ってこの場に立った次第でございます。

そもそも、対象の旧井筒屋とは、いつ、どこで、誰が誰と、どのような内容で決定し、笠間市が取得するに至ったのかという不明瞭なことに端を発した当時の総合計画にも、5カ年計画にも、3カ年計画にも明確化されていない突発的とも言える状況下、市直営の宿泊施設を運営する計画から始まり現在に至ったものであります。この点は、今期定例会中、建設土木委員会、この中で各委員それぞれが再確認したところでもあります。

そして、水戸市内で実績を持つ民間のホテル事業者が温泉施設を計画し、その後、不可解な理由で断念することになった事実も報道されたとおりであります。その後、東京大学大学院建築学専攻隈研吾研究室で一連の整備計画をレイアウトされ、大変期待されたところでもありました。

ここで、事業計画の概要であります。2014年3月20日のものであります。これは既に皆さんお手元にあるかと思えます。

旧井筒屋を正面に、北側へ、あるいは東側へ、それぞれ遊歩道、小道が伸びる、そのような計画になっております。ところが、実施計画、平面図案、これと構図を重ねてみると、公有地、つまり市有地の土地が途中で寸断しているのであります。つまり、計画されている遊歩道は、北側に約4メートルほど資材が山積みになっているその横を通過して、その上で民地を通らなければならないという状況のままでありながら事業が進捗しているのがあります。このような状況です。

また、二転三転しているこの計画の東側へ進む竹の小道の終点部分、この隣地には、民間の所有する元ホテル、委員長報告の中では廃業したホテルと言っておりましたが、この土地と建物が実在しております。前述しました山積の資材と同様に、現時点では景観上問題視すべきところであります。

計画当初の町並みを保存し、景観を保持するための本線、本質これからしても、さらなる課題、問題化することは必至、火を見るよりも明らかであると思わざるを得ないのであります。

したがって、ここで立ちどまり、いま一度、市観光発展という理念に基づき、原点にさかのぼり、整備計画と本来のまちづくりの整合性を多くの地域住民や商店主、企業、団体の関係者とともに多くの議論をすべきではないかと痛感したところであります。

よって、今回、今後起こるであろう市負担、市民の負担、これをそのような整備計画にならないよう、議案第20号 工事請負契約の締結についてを、あえて勇気と信念をもって反対するものであります。

計画が断念した場合、議会が責任をとるのでしょうか。市が責任をとるのでしょうか。

市民が責任をとるのでしょうか。このようなことを自問自答しながら、私は今置かれた立場でできる最大の議員活動をしているつもりでございます。

議員の先輩、同志の皆さん、どうか市民の負託に応え、ご賛同をお願いし、私の反対討論とさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（海老澤 勝君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

議案第9号 笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告どおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第10号 笠間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告どおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第11号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第12号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第13号 笠間市公の施設の広域利用に関する協定の実施のための特例条例の一部を

改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第14号 笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告どおり原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（海老澤 勝君） 賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第15号 笠間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第16号 笠間市立病院条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第17号 笠間市立病院使用料等条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第18号 笠間市空き家等の適正管理に関する条例の全部を改正する条例についてを

採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第19号 笠間市公共建築物長寿命化等対応基金条例についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（海老澤 勝君） 賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第20号 工事請負契約の締結について（旧井筒屋本館耐震補強改修工事）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（海老澤 勝君） 賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第21号 笠間市第2次総合計画将来ビジョン（基本構想）についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（海老澤 勝君） 賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第22号 公の施設の広域利用に関する協議についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

-
- 議案第 33 号 平成 29 年度笠間市一般会計予算
 - 議案第 34 号 平成 29 年度笠間市国民健康保険特別会計予算
 - 議案第 35 号 平成 29 年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
 - 議案第 36 号 平成 29 年度笠間市介護保険特別会計予算
 - 議案第 37 号 平成 29 年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
 - 議案第 38 号 平成 29 年度笠間市公共下水道事業特別会計予算
 - 議案第 39 号 平成 29 年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算
 - 議案第 40 号 平成 29 年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計予算
 - 議案第 41 号 平成 29 年度笠間市立病院事業会計予算
 - 議案第 42 号 平成 29 年度笠間市水道事業会計予算
 - 議案第 43 号 平成 29 年度笠間市工業用水道事業会計予算

○議長（海老澤 勝君） 日程第 4、議案第 33 号 平成 29 年度笠間市一般会計予算ないし議案第 43 号 平成 29 年度笠間市工業用水道事業会計予算までの 11 件を一括議題といたします。

予算特別委員会委員長から、審査の経過と結果についてご報告願います。

委員長萩原瑞子君。

〔予算特別委員長萩原瑞子君登壇〕

○予算特別委員長（萩原瑞子君） 予算特別委員会委員長報告を申し上げます。

今期市議会定例会において、予算特別委員会に付託になりました案件について、審査の経過と結果を、会議規則第 39 条第 1 項の規定に基づきご報告を申し上げます。

当委員会は、3 月 7 日、8 日、9 日の 3 日間にわたり、執行部より関係部課長等の出席を求め、審査を行いました。

審査は、当委員会に付託されました平成 29 年度一般会計、特別会計及び企業会計の予算 11 件であります。

審査の方法は、部単位に行い、それぞれの課ごとに説明を受け、審査を行いました。

審査の過程で出された主な質疑、意見等を申し上げます。

初めに、議案第 33 号 平成 29 年度笠間市一般会計予算について申し上げます。

市長公室所管では、JTB からの観光推進マネジャーの派遣が終了することと、その結果はとの質疑に対し、執行部から、旅行プラン「かさまぷらっとぷらん」を作成できたことはメリットであるとの答弁がありました。また、それに関連し、市の観光行政の方向性を定め、インバウンド観光を推進していくためにも、今後も民間の考え方を取り入れていく考えで検討されたいとの意見がありました。

笠間市地域デザイン委託料で行うわらアートの内容についての質疑に対しては、執行部

から、平成24年度から実施している武蔵野美術大学との大学連携事業で、昨年、宍戸地区を対象に、地元の人と一緒にわらアートを作成するもので、宍戸地区と共同で事業を進めていくとの答弁がありました。

総務部所管では、遊休市有地売却促進事業の事業費の内訳についての質疑に対し、執行部から、遊休市有地の売却を促進していくための調査手続等を行う臨時職員賃金、民間事業者への中間手数料、その他不動産鑑定委託料、測量業務委託料との答弁がありました。

茨城租税債権管理機構への昨年度の徴収実績についての質疑に対し、執行部から、委託額が9,489万4,000円、徴収額が4,611万7,000円で49%の徴収率、負担金が958万9,000円との答弁がありました。

市民生活部所管では、ふるさと納税に対する返礼品について、他の自治体との比較との見解はとの質疑に対して、執行部から、新たに受付サイトを追加し、特典の種類を75種類から115種類にふやすなど、対策により一定の効果が上がっているとの答弁がありました。

一般廃棄物処理基本計画策定委託料について、昨年採択された笠間地区におけるし尿、汚水など、生活排水処理事業に関する請願内容は、一般廃棄物処理基本計画の中で決めていくのかとの質疑に対して、執行部から、し尿処理については、合併前の処理体制になっているという課題もあり、課題を整理、検討しながら計画を策定していくとの答弁がありました。

福祉部所管では、他の自治体と比較した場合、戦没者追悼式委託料が高いのではないかと、主な支出内容はとの質疑に対して、執行部から、生け花祭壇費、献花案内通知、装飾、受付、司会の人件費が主なものとの答弁に対し、式典の内容については、憲法の平和理念に即して市民全体で恒久平和を願う集いや、その内容にふさわしいものに改善されたいとの意見がありました。

保健衛生部所管では、かさま健康ダイヤル24の事業内容及び利用状況についての質疑に対して、執行部から、月平均190件の電話相談がある。内容については、医療機関の紹介のほか、専門スタッフによる健康に関する相談を行っており、小児と内科の相談が多いとの答弁に対し、小児の相談が多いということなので、お母さんからの電話がかかりにくいということがないようお願いしたいとの意見がありました。

産業経済部所管では、クリ拾い機開発の具体的内容についての質疑に対し、執行部から、日本一の栗の産地づくり推進事業の一環として行うもので、クリ拾い機の開発については、開発メーカーと協議しながら進めているところであるが、市にはノウハウがないので、農家の希望を聞きながら開発していきたいとの答弁がありました。

平成29年度新たに取り組むわな猟免許取得促進助成金及びイノシシ捕獲助成金の内容についての質疑に対し、執行部から、イノシシ捕獲の免許取得に対する申請手数料と受講料の助成金と免許を持っている方へ、くくりわなと箱わなの貸し出しを行う予定である。また、それによってイノシシを捕獲した方へ5,000円の捕獲代を補助金として支出するもの

であるとの答弁がありました。

菊まつりについては、より笠間市の魅力を高めていくため、友部の菊部会と菊まつり実行委員会が連携して取り組んでほしいとの意見がありました。

都市建設部所管では、地域おこし協力隊について、平成29年度から5名体制になることだが、これまでの活動が協力隊のステップアップにつながっているのかとの質疑に対しては、執行部から、協力隊の活動は、1年目は笠間市を知り、2年目は将来を見据え具体的に何をするかを決めての活動、3年目が地域おこし活動のほか、定住するための就職、企業など活動となっているとの答弁に対し、協力隊の活動は個々の協力隊で終了するのではなく、継続した地域おこし活動になるようにとの意見がありました。

井筒屋周辺整備工事請負費2,600万円の内訳内容についての質疑に対し、執行部から、広場整備に1,800万円、大石内蔵助像の移設工事に800万円を予定、また、広場整備については、イベント等で活用できるような暫定的な整備とするとの答弁がありました。

また、井筒屋周辺整備事業に関しては、これまで何度か計画が変更されているので、全体計画をはっきり示してもらいたいとの意見がありました。

教育委員会所管では、学校給食における笠間地産の地産地消率についての質疑に対し、執行部から、平成28年度調査では24%の割合となっているとの答弁がありました。

また、学校給食において、地産地消が進まない理由はどの質疑に対しては、給食センターが要望する食材の量や規格が合わないとか、また、提供する側、生産農家が少ないというのが理由である、今後もJAと連携し、生産農家の拡大に向け協議を進めていくとの答弁がありました。

消防本部所管では、消防団の新入団員が減少している中、団員確保の対策についてはどの質疑に対し、執行部から、消防後援会、消防団等により入団の促進を図っている。また、消防に対する理解を深めるため、小学生親子を対象に交流会などを実施しているとの答弁がありました。

消防職員の資格一覧と取得状況についての質疑に対し、大型自動車免許や消防設備士危険物取扱者、予防技術資格者、陸上特殊無線技士、小型船舶操縦士、移動式クレーン、玉掛け技能、潜水士、防災士などがあるとの答弁がありました。

次に、議案第34号 平成29年度笠間市国民健康保険特別会計予算では、予算総額に対する国庫資金の割合について、現在と5年前の割合はどの質疑に対し、執行部から、平成29年では22.3%、5年前は26.6%の答弁がありました。

また、介護納付金の減額について、その理由及び状況に対する質疑に対し、執行部から、被保険者が減少していることで減額するものであり、平成27年度末が8,152人、平成28年度1月末が7,631人と減少しているとの答弁がありました。

議案第35号 平成29年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算では、後期高齢者医療広域連合保険料金納付について、昨年、国が示した低所得者に対する保険料の軽減措置を縮小

する方針を反映させたものなのかとの質疑に対し、執行部から、制度改正前での予算計上となっており、制度改正された場合は補正予算で対応するとの答弁がありました。

議案第36号 平成29年度笠間市介護保険特別会計予算では、地域支援事業について、4月から訪問介護や通所介護が総合事業へ変更されることにより、個人の利用料金はどのようになるのかとの質疑に対し、執行部から、現在は利用回数にかかわらず月単位の負担となっているところであるが、総合事業では1回当たりの単位となり、利用者からすればわかりやすく、総合的には有利になると考えられるとの答弁がありました。

議案第38号 平成29年度笠間市公共下水道事業特別会計予算では、公共下水道の普及率と今後の計画についての質疑に対し、執行部から、人口に対する割合で45.3%、世帯に対する割合で44.2%、また、今後については、現在、事業認可を取得している地区の年次計画による実施と需要の多い地区から整備していく計画であるとの答弁がありました。

議案第42号 平成29年度笠間市水道事業会計予算では、営業外収益の受取利息及び配当金320万円の積算根拠について、また、貸倒引当金800万円については、より一層の解消に努められるよう意見がありました。

また、上水道の長寿命化の対策についての質疑に対し、執行部から、上水道施設に関しては、器具機械については、部材の交換により延命が可能であるが、建物、配水池等については建てかえるものもある。現時点では、ポンプを増設し、施設を効率的に稼働させるとの答弁がありました。

以上が、審査の過程においての主な質疑、意見であります。

次に、討論ですが、石井委員から、議案第33号 平成29年度笠間市一般会計予算について、企業立地促進に対する補助金等のあり方、国保税負担軽減措置の考え方、茨城租税債権管理機構への委託、保育所、こども園の民営化、公立施設の総量削減の方針、非正規雇用職員の処遇改善、同和関係団体への補助金支出など、市として不適切な予算措置であるとの理由から反対の討論がありました。

当委員会に付託された議案の採決結果であります。議案第33号 平成29年度笠間市一般会計予算、議案第34号 平成29年度笠間市国民健康保険特別会計予算、議案第35号 平成29年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算、議案第36号 平成29年度笠間市介護保険特別会計予算の4件につきましては、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

また、議案第37号 平成29年度笠間市介護サービス事業特別会計予算、議案第38号 平成29年度笠間市公共下水道事業特別会計予算、議案第39号 平成29年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算、議案第40号 平成29年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計予算、議案第41号 平成29年度笠間市立病院事業会計予算、議案第42号 平成29年度笠間市水道事業会計予算、議案第43号 平成29年度笠間市工業用水道事業会計予算の7件につきましては、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上が、審査の経過並びに結果であります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、委員長報告とさせていただきます。

○議長（海老澤 勝君） 委員長の報告が終わりました。

ここで、暫時休憩します。11時15分より再開いたします。

午前11時03分休憩

午前11時15分再開

○議長（海老澤 勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので発言を許可いたします。

3番石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 3番日本共産党の石井 栄です。

議案第33号 平成29年度笠間市一般会計予算に対する反対討論を行います。

予算特別委員会で議論を重ねてまいりましたが、積極的な施策と同時にさまざまな問題が明らかになりました。

一つ、企業誘致に関してですが、5億円の費用を投じ、また、市税を99%免除し、従業員の住宅への補助など、さまざまな優遇措置を講じて企業を誘致いたしました。

市が企業に投資した費用を全額回収し、市が投資した額を上回って企業が市への貢献を始める時期について試算を伺いましたが、8年後を想定しているとの回答がありました。しかし、状況を仮定した上での試算であり、根拠を明示されたものではありませんでした。

また、会社で働く方々の雇用形態は正規雇用が少なく、非正規雇用が圧倒的に多く、非正規の中に占める女性の割合も高いものになっております。

二つ、国民健康保険に加入している世帯の平均所得は2011年に172万円でしたが、昨年2016年には169万円と3万円減少しています。一方、国民健康保険加入者が支払う国民健康保険税、国保税の1人当たりの平均額は2011年には9万2,829円でしたが、2016年には9万8,000円と約5,200円増加しています。

国民健康保険は被用者保険と異なり低所得の加入者が多く、年齢構成が高く、所得に占める保険料負担が重いという課題があります。今構造的問題の解決には、まず第一に、1984年当時に総額に占める国庫負担が45%でしたが、2017年国庫負担割合は22.28%に減少しました。この低下を改め、45%に戻すことが必要であるとの意見が多く、地方自治体

から出されております。

また、多くの地方自治体では、一般会計から多額の法定外繰り入れを行って、高過ぎる住民の国保税負担軽減を行っていています。国は地方の声に押されて、国保世帯の軽減に向けて地方自治体に財政支援措置分として1,700億円の支援を始めました。

笠間市には、2015年度には9,150万円、2016年度には9,200万円を措置しましたが、当市では、2015年には一般会計からの法定外繰り入れを5,000万円削減し、2016年度にはさらに1,500万円削減しました。1万3,000世帯に対して、少なくとも年間1万円の国保税負担軽減を図るためには約1億3,000万円が可能です。法定外繰り入れを少なくとも8,000万円に戻し、国からの財政支援分とあわせて1世帯当たり年間1万円の国保税軽減を行うべきだと考えます。

三つ、高過ぎる国保税のために、払いたくても払えない未納者も少なくありません。県主導で立ち上げられた茨城租税管理機構は、国保税や県市税の未納者から収税する組織です。笠間市では、2014年現在で33名、2015年には44名の市民がこの組織に移管されています。茨城租税債権管理機構は、未納者に対して強引な取り立てを行い、その手法が多方面から批判を受けています。このような措置をやめ、市独自で対応すべきと考えます。

四つ、今次提出している第2次総合計画（将来ビジョン）では、まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくためとして、中短期アクション、長期ビジョンに整理されています。その中の自治協働に関する課題として行政改革の推進を掲げています。第3笠間市行財政改革大綱では、改革の基本方針で効率的な行政運営の項に、外部委託推進の節を設け、その中で保育所やこども園の民営化を進めるとしています。

また、公共施設の総合的な管理の推進には、インフラ施設の長寿命化が述べられており、これには妥当性がありますが、公共施設の総量削減、今後の人口減少と同等となる2割削減等の対策を講じていく必要がありますとの記載があり、人口減少に伴う市民協働によるまちづくりの推進から外れる方向性が含まれています。抜本的な見直しが求められます。

五つ、市の職員は行財政改革のもとで、正職員では、2014年の722名から2016年の704名と18名減少し、臨時非常勤職員では、2014年に258名であったものが、2016年には284名に増加し、その中の女性の数が229名から242名に増加し、臨時非正規職員に占める女性の割合は85.2%になっています。

また、保育所、幼稚園、こども園の職員数は、2014年には正規が26名、非正規が64名で、2016年には正規が24名、非正規が69名と、正規職員数が減少し、非正規職員数が増加しており、非正規職員の割合は74.2%と増加しております。非正規職員の増加は官製ワーキングプアの増加につながり、市の活力を下げるとともに、女性の非正規職員の増加は、男女共同参画社会の実現にも逆行するものです。正規職員への転換を図ること、待遇の改善が求められます。

6、同和関係3団体の笠間支部に対する予算が昨年より少し減りましたが、ほぼ

同額組まれております。現在もなお、部落差別が存在する、部落差別の解消を推進するという昨年12月に成立した部落差別の解消の推進に関する法律に基づいているとの説明でありました。この法律自体が時代錯誤も甚だしいものですが、同和関係3団体に対する補助金は法律が成立する前から続けられております。そもそも、既に存在を指摘することができにくい部落差別という虚構の理由を無理に理由にしたもので不適切な予算であります。既になくなっていく部落差別意識を声高に主張することこそ、なくなった差別意識を助長するものであり、利権に基づく逆差別につながるものです。勇気をもって不当な支出をやめるべきであります。

七つ、旧井筒屋本館の改修工事への支出は、先ほどの反対討論でも述べましたように、適切な支出とは認められません。新たな計画で、市民合意のもとで、市民が望む施設にするべきと考えます。

上記の理由等から平成29年度笠間市一般会計予算に反対いたします。

議員の皆様方には、ご理解とご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、私の討論とさせていただきます。

○議長（海老澤 勝君） 16番横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 16番日本共産党の横倉きんです。

議案第34号 平成29年度笠間市国民健康保険特別会計予算に反対の討論を行います。

しかし、今石井議員が述べましたとおり、大体同じ内容であります。反対の意思を表明して討論を略させていただきます。

次に、議案第35号 平成29年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算について、反対の討論を行います。

後期高齢者医療制度は、これまでそれぞれが加入していた健康保険から75歳以上の高齢者を切り離し、新たな医療保険としてつくられたもので、これまでの家族の医療保険の扶養になっていた人たちにも新たな負担とさせるものとなりました。そのため、制度成立に当たっては、いろいろな特例、減免をつけてまいりました。今回、この減免制度の廃止をするものです。4月から低所得者の軽減措置を縮小します。また、所得に応じて支払う所得割は5割軽減から2割軽減に縮小するなど、被保険加入者の扶養家族から後期高齢者医療制度に移された人の保険料の定額分を9割軽減から7割軽減など、保険料が1.5倍から20倍にもなるというもので、高齢者狙い撃ちの負担増につながるもので反対いたします。

次に、議案第36号 平成29年度笠間市介護保険特別会計予算について、反対の討論を行います。

一つは、要支援者への介護給付の通所、訪問サービスの介護給付の廃止であります。総合事業は自治体の格差が反映されやすくなります。また、給付削減、軽度者のサービスの低下、費用負担の増加につながるおそれがあります。

二つ目には、特養ホーム入所者は原則介護度3以上であり、必要な医療介護が受けられ

ない介護難民を生み出すことは避けられません。

3点としまして、補足給付の対象となった住民税非課税世帯であっても、単身1,000万円、夫婦で2,000万円以上の預貯金がある場合、補足給付の対象外になり、大幅な負担増を強いられることとなります。

4点目としては、介護保険の改革は、誰もが願うような理想の姿、重度な要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしく暮らせる、暮らしを人生の最後まで続けることができると示しているながら、実際は、地域在宅に移行させ、軽度介護や生活援助も取り上げ、負担増になっています。

介護保険の当初の目的である介護の社会化の理念にしっかり立ち戻るべきです。介護保険料を払いながら、必要な介護サービスが受けられない事態をなくすべき、以上の点から反対討論を終わらせていただきます。

議員各位におかれましては、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、討論を終わります。

○議長（海老澤 勝君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、議案第33号 平成29年度笠間市一般会計予算を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（海老澤 勝君） 賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 平成29年度笠間市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（海老澤 勝君） 賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 平成29年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（海老澤 勝君） 賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されま

した。

次に、議案第36号 平成29年度笠間市介護保険特別会計予算を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（海老澤 勝君） 賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 平成29年度笠間市介護サービス事業特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 平成29年度笠間市公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 平成29年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 平成29年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 平成29年度笠間市立病院事業会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 平成29年度笠間市水道事業会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 平成29年度笠間市工業用水道事業会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本件は、委員長の報告のとおり原案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。

総務産業委員会委員長から、議案が提出されております。この際、日程に追加し、議題にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

ここで、議案配付のため暫時休憩いたします。

午前11時37分休憩

午前11時38分再開

○議長（海老澤 勝君） 休憩を解いて会議を再開します。

委員会提出議案第1号 東海第二原発の「安全協定見直し」に関する意見書

○議長（海老澤 勝君） 日程第5、委員会提出議案第1号 東海第二原発の「安全協定見直し」に関する意見書を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務産業委員会委員長小松崎 均君。

〔総務産業委員長 小松崎 均君登壇〕

○総務産業委員長（小松崎 均君） 委員会提出議案第1号 東海第二原発の「安全協定

見直し」に関する意見書の提案理由を申し上げます。

福島第一原発事故によって、立地自治体の大熊町、双葉町を初め 40 から 50 キロメートル圏内の大地は汚染され、約 9 万人が今なお異郷の地での生活を強いられています。

この事故を受け、原発を再稼働するには、新しい基準に対応した工事が必要になりました。安全協定では工事をする際に、原子力事業者が事前に安全協定締結自治体から同意を得ることになっています。日本原子力発電株式会社は、茨城県及び立地自治体である東海村そして隣接市と安全協定を締結していますが、再稼働を認めるかどうかの判断に加わることができるのは茨城県と東海村だけとなっています。

そこで、東海村及び隣接市と水戸市の首長 6 人による原子力所在地域首長懇談会や、周辺 9 自治体を加えた東海第二発電所安全対策首長会議は、隣接する市に水戸市を加えた上で、周辺 5 市を東海村と同等の取り扱いとするよう安全協定の見直しを求めています。

つきましては、現行協定の当事者である茨城県として、日本原子力発電株式会社に対し、東海第二原発の周辺 5 市（水戸市、日立市、ひたちなか市、那珂市、常磐太田市）に立地自治体（東海村）と同等の権限を認めるよう速やかに安全協定を見直すことについて要請していただくよう求めるものでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により、茨城県に意見書を提出するものであります。

以上、会議規則第14条第2項の規定により、総務産業委員会から提案いたしますので、議員各位におかれましては、よろしくご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（海老澤 勝君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 質疑を終わります。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託がありませんので、これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

委員会提出議案第1号 東海第二原発の「安全協定の見直し」に関する意見書を採決いたします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海老澤 勝君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

閉会の宣言

○議長（海老澤 勝君） 以上で本日の日程は全て終了し、今期市議会定例会に付議された議案の審議が全て議了いたしました。

これにて平成29年第1回笠間市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

なお、この後、全協がありますが、午前中の時間が残り少ないのですけれども、午後1時から再開でよろしいでしょうか。いいですか。それでは、午後1時より全員協議会を開きますので、よろしく願いいたします。

ご苦労さまでした。

午前11時43分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 海老澤 勝

署名議員 石井 栄

署名議員 小松崎 均